

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

福岡県嘉麻市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	
	1. 嘉麻市農業の課題	1
	2. 嘉麻市農業構造の見通し	1
	3. 今後の基本的な方向	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	2
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする 青年等が目標とすべき基本的指標	6
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の 確保及び育成に関する事項	7
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
	1. 地域計画策定事業に関する事項	10
	2. 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	15
	3. 農用地利用改善事業で実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
	4. 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進 その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	18
	5. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第 6	その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

1 嘉麻市農業の課題

嘉麻市は福岡県のほぼ中央部にあり、県の中央を北流している遠賀川の源流域とその支流である山田川・千手川流域に位置し、総面積の72%を山林と耕作地が占める農村地帯である。昭和50年代から農業構造情勢の変化に伴い兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の進行によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。そこで、地域農業を維持・発展するためには、実質化された人・農地プラン及び地域計画をもとに、担い手への農地の集積・集約化を進め、担い手の経営基盤の強化を支援し、規模拡大を促進させる必要がある。

2 嘉麻市農業構造の見通し

嘉麻市では今後、農家の高齢化に伴う離農者の増加により、担い手への集積が進むと思われる。一方で担い手には農地を受け入れる体制づくりが求められることとなる。

また、離農者の増加と併せて、受け手のいない農地も増加していくと思われ、特に中山間地域の農地においては、遊休農地の増加が懸念される。

3 今後の基本的な方向

嘉麻市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として魅力あるものとなるよう、概ね5年ごとにその後の10年間における農業経営の目標を明らかにして、その実現に向けての施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標として、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり370万円程度）、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市の農業生産部分の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目標とする。

また、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、嘉麻市の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり年間150日以上かつ1200時間以上）の水準を達成しつつ、青年の他産業従事者並の所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり300万円程度）を目標とする。

この目標を達成するため、嘉麻市は、将来の本市農業を担う意欲と能力のある若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長し、これを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項）やその他の措置を次のとおり総合的に実施する。

- ① 嘉麻市は、嘉麻市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、福岡嘉穂農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、福岡県飯塚農林事務所飯塚普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）、福岡県就農支援センター等と十分なる相互の連携の下での指導体制を編成し、集落単位での農業経営の将来展望とそれを担う経営体を明らかにするための積極

的な話し合いを促進し、関係指導体制による営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性をもって集落営農の将来について判断を行うこと等により、望ましい経営体として個々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

- ② 農地貸借等による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借等の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸等の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- ③ 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農事組合法人等の組織経営体への経営発展母体としての重要な位置づけを持った組織であり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。
- ④ 小規模農家や高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家や地域住民にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力が得られるよう努める。
- ⑤ 農業が多様化する中、女性農業者は、新たな付加価値の創出や働き方を意識した経営管理等で重要な役割を担っていることから、農業経営のパートナーとして位置づけ、家族経営協定の締結や経営改善計画の共同申請を推進し、積極的な経営・地域参画を促進する。
- ⑥ 次世代を担う青年等就農者の確保のため、就農意識の啓発や就農相談を総合的に取り組む。
- ⑦ 担い手の農作業の省力化や熟練技術の伝承、新たに農業経営を営もうとする青年等の技術補完などを支援すべく、スマート農業の現場実装を推進していく。
- ⑧ これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「実質化された人・農地プラン」及び「地域計画」と整合が取れるよう推進する。特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、認定農業者・認定新規就農者への農地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、嘉麻市が主体となって、関係機関・団体の協力を得て、制度の積極的活用を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に嘉麻市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、嘉麻市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

（営農類型の指標の例）

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
------	------	------	------	---------	----------

水稻＋麦類＋大豆	<経営規模> 水田 15 ha <作付面積> 水稻 7 ha 麦 10 ha 大豆 6 ha	・ほ場整備された水田を借地 ・大型機械による一貫作業体系 ・大豆の収穫は委託	トラクタ コンバイン 田植機 トラック 播種機	・利用権設定による農地集積 ・需給バランスと作業分散を考慮し品種を選定 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・農業経営基盤強化準備金を活用して計画的に機械を更新	構成員 1人 ・定植、収穫時に臨時雇用を2人
水稻＋麦類	<経営規模> 水田 15 ha <作付面積> 水稻 13 ha 麦 13 ha	・ほ場整備された水田を借地 ・大型機械による一貫作業体系	トラクタ 田植機 乗用管理機 コンバイン 播種機	・利用権設定による農地集積 ・需給バランスと作業分散を考慮し品種を選定 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・農業経営基盤強化準備金を活用して計画的に機械を更新	構成員 1人 ・定植、収穫時に臨時雇用を2人
麦類＋大豆	<経営規模> 水田 20 ha <作付面積> 麦 18 ha 大豆 18 ha	・ほ場整備された水田を借地 ・大型機械による一貫作業体系	トラクタ 播種機 乗用管理機 汎用コンバイン	・利用権設定による農地集積 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・農業経営基盤強化準備金を活用して計画的に機械を更新	構成員 1人 ・定植、収穫時に臨時雇用を2人
イチゴ	<経営規模> 水田 40 a <作付面積> 土耕 30 a 早期 15 a 普通期 15 a	・乾きが良いほ場を選ぶ ・棚式育苗で健全苗を育成 ・早期作型の低温暗黒処理は予冷库を活用	連棟パイプハウス 灌水施設 電照施設 棚式育苗施設 暖房機 予冷库 炭酸ガス発生装置	・収入が時期により変動するため円滑な資金繰りを行う ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・JA による共同	<労働力> 構成員 2人 ・育苗、定植、収穫に臨時雇用を2人

				選果、共同販売	
トマト	<経営規模> 水田 30 a <作付面積> 促成 30 a	・保水、排水が良く耕土が深い水田 ・9 cmポット接ぎ木苗を購入し、直接定植 ・3月からはマルハナバチによる受粉	鉄骨補強型パイプハウス 灌水施設 暖房機 複合環境制御装置 炭酸ガス発生装置	・施設の高度化、機械導入による省力化 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・JA による共同選果、共同販売	<労働力> 構成員 2 人 ・ほ場管理、収穫に臨時雇用を 2 人 ・定植時期を 2 つに分け、労力を分散
アスパラガス ＋ ブロッコリー	<経営規模> 水田 80 a <作付面積> アスパラガス 半促成 25 a ブロッコリー 50 a	・乾きが良いほ場を選ぶ ・病害虫対策としてUVカットフィルムを使用 ・アスパラガスは3月、7～8月は1日2回収穫 ・ブロッコリーは年内収穫の品種を選定	二重被覆が可能なパイプハウス 自走式防除機 灌水施設 予冷庫 トラクタ 移植機	・自走式防除機による省力化 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・収穫後は JA 共同集出荷施設に選別、結束を委託、共同販売	<労働力> 構成員 2 人 ・アスパラガスの春季・夏季の収穫に臨時雇用を 2 人
ブロッコリー	<経営規模> 水田 360 a <作付面積> 早生 120 a 中早生 120 a 中晩成 120 a 晩成 110 a	・乾きの良いほ場を選ぶ ・セル成形苗を利用	トラクタ 移植機	・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・JA による共同選果、共同販売	<労働力> 構成員 1 人 ・収穫に臨時雇用を 2 人
ブドウ	<経営規模> 樹園地 120 a <作付面積> ブドウ 120 a	・生産効率の良い樹園地を集積 ・ジベレリン処理による無核栽培	トンネル 果樹棚 スピードスプレーヤ 乗用草刈機	・複数品種をトンネルと露地栽培を組み合わせ、長期出荷 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・JA による共同選果、共同販売	<労働力> 構成員 2 人 ・花穂セット、摘粒、袋かけに臨時雇用を 2 人
イチジク ＋ スイート	<経営規模> 樹園地 40 a 水田 130 a	・トンネルの天井ビニールは凍霜害回避のため	トンネル 移植機	・記帳結果を基に経営計画を立てる	<労働力> 構成員 1 人 ・定植、収穫に

コーン ＋ ブロッコリー	＜作付面積＞ イチジク 35 a 露地 スイートコーン 10 a ブロッコリー 120 a	に冬場も被覆		・JA による共同 選果、共同販売	臨時雇用を 2 人
花き	＜経営規模＞ 水田 20 a ＜作付面積＞ ハウス 20 a トルコギキョウ 20 a 草花 20 a	・1 作型 4～5 a で作付	パイプハウス 暖房機 電照施設	・記帳結果を基に 経営分析を行い、 経営計画を立て る ・JA による共同 販売	＜労働力＞ 構成員 2 人 ・定植、収穫に 臨時雇用を 1 人
酪農	＜経営規模＞ 経産牛 40 頭 育成牛 10 頭 水田 3 ha ＜作付面積＞ 飼料作物 4 ha WCS 用稲 4 ha	・飼料作物は二 期作 ・WCS 用稲は耕 種農家と売買契 約	畜舎 バルククーラー パイプライン 堆肥舎 飼料混合機 トラクタ ディスクモア ロールベアラー ラッピングマシ ン ホイールローダ ー マニユアスプレ ッダ	・性判別精液を活 用し、効率的に後 継牛の自家育成 を図る ・自給飼料を生産 し、飼料費の削減 を図る ・記帳結果を基に 経営分析を行い、 経営計画を立て る	＜労働力＞ 構成員 2 人 ・WCS 用稲の生 産は外部委託 ・酪農ヘルパー の活用により 休日を確保
繁殖牛	＜経営規模＞ 繁殖牛 60 頭 ＜作付面積＞ 稲わら 25 ha	・稲わらは水稻 生産者と売買契 約 ・稲わらの確保 が困難な場合 は、飼料作物や WCS 用稲を代用	畜舎 堆肥舎 飼料混合機 トラクタ ディスクモア ロールベアラー ラッピングマシ ン ホイールローダ ー マニユアスプレ ッダ トラック	・記帳結果を基に 経営分析を行い、 経営計画を立て る	＜労働力＞ 構成員 1 人 常時雇用 1 人
肥育牛	＜経営規模＞ 肥育牛 120 頭 ＜作付面積＞ 稲わら 12 ha	・稲わらは水稻 生産者と売買契 約 ・稲わらの確保	畜舎 堆肥舎 飼料混合機 トラクタ	・記帳結果を基に 経営分析を行い、 経営計画を立て る	＜労働力＞ 構成員 1 人 常時雇用 1 人

		が困難な場合は、飼料作物やWCS用稲を代用	ディスクモア ロールベラー ラッピングマシン ホイールローダー マニユアスプレッダ トラック		
--	--	-----------------------	---	--	--

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稲＋麦 類＋大豆	＜経営規模＞ 水田 30 ha ＜作付面積＞ 水稲 6 ha 大豆 20 ha 麦 26 ha	・大型機械による一貫作業体系 ・大豆はブロックローテーション方式で生産	トラクタ 田植機 播種機 乗用管理機 コンバイン 汎用コンバイン	・水稲と大豆は主食用米の需給バランス及び作業分散を考慮し、水稲品種及び大豆との作付割合を調整 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営を改善 ・農業経営基盤強化準備金を活用して計画的に機械を更新	＜労働力＞ 構成員 4人

※ 農業経営改善計画の認定について、指標に定められていない営農類型の経営にあたっては、類似する指標に照らし判断するものとする。また、類似する指標がないときは、本基本構想に示されている目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であるかを総合的に判断するものとする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を達成する青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に嘉麻市及び周辺市町村で展開している新規就農の事例を踏まえつつ、嘉麻市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

（営農類型の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の 態様等
イチゴ	＜経営規模＞ 水田 30 a	・乾きが良いほ場を選ぶ	連棟パイプハウス	・収入が時期により変動するた	＜労働力＞ 構成員 1人

	<作付面積> 土耕 23 a	・ 棚式育苗で健全苗を育成	灌水施設 棚式育苗施設 暖房機	め円滑な資金繰りを行う ・ 記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・ JA による共同選果、共同販売	・ 育苗、定植、収穫に臨時雇用を 2 人
トマト	<経営規模> 水田 20 a <作付面積> 促成 20 a	・ 保水、排水が良く耕土が深い水田 ・ 9 cmポット接ぎ木苗を購入し、直接定植 ・ 3 月からはマルハナバチによる受粉	補強型パイプハウス 灌水施設 暖房機	・ 記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・ JA による共同選果、共同販売	<労働力> 構成員 1 人 ・ ほ場管理、収穫に臨時雇用を 2 人 ・ 定植時期を 2 つに分け、労力を分散
アスパラガス ＋ ブロッコリー	<経営規模> 水田 70 a <作付面積> アスパラガス 半促成 20 a ブロッコリー 50 a	・ 乾きが良いほ場を選ぶ ・ 病虫害対策としてUVカットフィルムを使用 ・ アスパラガスは 3 月、7 ～ 8 月は 1 日 2 回収穫 ブロッコリーは年内収穫の品種を選定	二重被覆が可能なパイプハウス 灌水施設 トラクタ 予冷库 移植機	・ 記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・ 収穫後は JA 共同集出荷施設に選別、結束を委託、共同販売	<労働力> 構成員 1 人 ・ アスパラガスの春季・夏季の収穫に臨時雇用を 2 人

※ 青年等就農計画の認定について、指標に定められていない営農類型の経営にあたっては、類似する指標に照らし判断するものとする。また、類似する指標がないときは、本基本構想に示されている目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であるかを総合的に判断するものとする。

第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

嘉麻市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2 嘉麻市が主体的に行う取組

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携の下、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

嘉麻市は、次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者を確保及び育成するため、農業委員会、農業協同組合、普及指導センター、福岡県就農支援センター、嘉麻市農家創生協議会その他の関係団体との連携により、必要な措置を講ずるものとする。

また、嘉麻市内において新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、そのために必要となる基礎的技術の習得等を目的とした研修生の受入環境を整備し、その運用にあたっては、嘉麻市農家創生協議会が主体的かつ積極的に行うものとする。

② 中長期的な取組

児童・生徒が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携を図りながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農作業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しに係る協議の場等を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

② 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の実質化された人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については、嘉麻市農家創生協議会、福岡県就農支援センター、就農後の営農指導等フォローアップについては普及指導センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各機関が役割を分担しながら各種取組を進める。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

嘉麻市は、嘉麻市農家創生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び福岡県就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び福岡県就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県及び福岡県就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けてサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	1,496ha/1,870ha

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積（集約）についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積・集約に関する目標を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積・集約の取組を促進する。その際、嘉麻市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに利用集積・集約の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、生産組織を育成する際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分に配慮するとともに、両者の間で農用地の利用集積・集約に関して無用な混乱が生じないように地域における話し合いのなかで調整に努める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

嘉麻市は、福岡県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、嘉麻市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

嘉麻市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 平坦部については、第1次・第2次農業構造改善事業、鉦害復旧事業、同和対策農業基盤整備事業、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業等による区画整備事業が完了しており、土地利用型農業の担い手が連担的な土地利用計画で効率的な農業生産が行えるように努める。
- イ 中山間地域については、農業経営の基盤となる集落を単位とした生産組織の育成を図るとともに、区画整備についても農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用を検討する。
- 以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画策定事業に関する事項

(1) 協議の場の開催

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の主要な農業者（農業委員、農地利用最適化推進委員、農事区長、認定農業者等）の意見を聴取し、適切な時期に開催する。なお、協議の進捗状況に応じて、協議の場は複数回開催するものとする。

① 開催に係る情報提供の方法

開催にあたっては、当該区域の主要な代表者や農業者（農業委員、農地利用最適化推進委員、農事区長、認定農業者等）による地域の担い手への周知に加え、集落営農法人の総会、農地中間管理事業の説明会等の既存の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

② 協議の場の参集範囲

農業者、嘉麻市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構（地域推進員）、土地改良区、福岡県、その他関係者を基本とし、協議の内容を勘案し、適切に参集する。

③ 協議する事項

「当該区域における農業の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」を基本とし、地域の実情に応じて鳥獣害被害防止対策の方針や保全・管理等に係る方針を適宜実施する。

なお、協議の場では、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行っていく。

④ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等からの地域計画、協議の場の開催に係る問い合わせへの対応を行うため、相談窓口を嘉麻市農林振興課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める必要があるため、これまで人・農地プランの実質化等の取組が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれることを原則とし、地域の担い手の経営範囲、地域の歴史的まとまりの経緯等を参考に、適切に設定する。なお、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地としての維持が困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全を図ることを念頭に、活性化計画の区域の設定について検討する。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 嘉麻市人・農地プラン検討会の活用

これまで設置していた「嘉麻市人・農地プラン検討会」は、「嘉麻市地域計画策定

推進委員会」に名称変更を行い残置するとともに、協議の場の開催、地域計画の策定、見直しに係る関係者の意見聴取の場として活用する。

②地域計画の変更

地域計画の変更が必要となった場合は、変更の程度に応じて、協議の場の開催の要否、参集範囲について「嘉麻市地域計画策定推進委員会」にて検討し、関係者の理解が得られるよう配慮する。

③地域計画の進捗管理および実践

嘉麻市は、関係機関・団体と連携しながら、協議の場から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、農地中間管理事業等による利用権の設定が、地域計画に基づいて行われているか毎年度確認を行う。

(4) 利用権の設定に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる旧法第19条の規定により定められる農用地利用集積計画に基づく利用権の設定については、地域計画の達成に資することを原則とし、下記のとおり実施する。

①利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

- ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（旧法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
- (ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあってはa、d及びeに掲げる要件のすべて）を備えること。
 - a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - d 農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員がいること。
 - e 所有権の移転を受ける場合は、上記(a)から(d)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - (イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - (ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該

者が前項の（ア）の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権設定又は移転を受ける場合、法第 7 条に規定する農地中間管理機構が行う特例事業又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他旧農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に定める者を除く。）は次に掲げるすべてを備えるものとする。

（ア）その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

（ウ）その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の役員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、当該農地所有適格法人はアの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

②利用権の設定等の内容

設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

② 開発を伴う場合の措置

ア 嘉麻市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の

設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 嘉麻市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

（ア）当該開発事業の実施が確実であること。

（イ）当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（ウ）当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

④農用地利用集積計画の策定期間

ア 嘉麻市は、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 嘉麻市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

⑤農用地利用集積計画の作成

ア 利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、嘉麻市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

イ 嘉麻市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（①に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

⑥農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの（イ）に掲げる事項については、①のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（①のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、

始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係に関する事項

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払の方法その他所有権の移転に係る法律関係に関する事項

カ アに規定する者が①のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(a) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(b) 原状回復の費用の負担者

(c) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(d) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

⑦同意

嘉麻市は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、⑥のイに規定する土地ごとに⑥のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

⑧公告

嘉麻市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち⑥のアからカまでに掲げる事項を嘉麻市の掲示板への掲示により公告する。

⑨公告の効果

嘉麻市が⑧の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定される（若しくは移転する）又は所有権が移転するものとする。

⑩利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

⑪紛争の処理

嘉麻市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る

土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

⑫農用地利用集積計画の取消し等

ア 嘉麻市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、⑧の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた①のエに規定する者（旧法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（ア）その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

（イ）その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

（ウ）その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 嘉麻市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

（ア）⑧の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

（イ）アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 嘉麻市は、イの規定による取消しをしたときは、その旨及び取消しに係る事項を所定の手段により公告する。

エ 嘉麻市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、（公財）福岡県農業振興推進機構（以下「推進機構」という。）に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

（１）嘉麻市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業（以下「特例事業」という。）を行う推進機構との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって推進機構が行う事業の実施の促進を図る。

（２）嘉麻市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業で実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

嘉麻市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落程度）とするものとする。

ただし、効率的な利用ができないと認められる土地については区域から外すことができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を嘉麻市に提出して、農用地利用規程について嘉麻市の認定を受けることができる。

② 嘉麻市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイに掲げる実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 嘉麻市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を嘉麻市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 嘉麻市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の②の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地

利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 嘉麻市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 嘉麻市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

（１）農作業の受委託の促進

嘉麻市では、地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から、全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者

の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

嘉麻市は、1 から 4 までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 嘉麻市は、団体営ほ場整備事業、県営ほ場整備事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業等による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の区画化を進めるとともに、カンントリーエレベーター、水稻育苗施設、野菜集出荷の施設等の積極的な利活用をさらに推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。
- ② 嘉麻市は、経営所得安定対策、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等の対策によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ③ 嘉麻市は、嘉麻市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、高収益作物の導入等による収益力強化や、畑地化を含む水田を有効利用した経営の育成を図ることとする。
- ⑤ 嘉麻市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

嘉麻市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積・集約を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、飯塚地域担い手・産地育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、嘉麻市はこのような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 22 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和３年１２月８日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和５年９月２９日から施行する。

別紙1 (第5の1 (4) ①カ関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第2項の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号または第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙2（第5の1（4）②関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は概ね1年以上（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃が無いときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によ	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき嘉麻市が認定した額をその費やした

	て算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。		金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	---	--	------------------------------

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

	じ。		
--	----	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適当な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続を経て設立又は変更の登記を行う者とする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。